

小企業と同じように、同志的結合によって試験研究を行なおうという組合でございますので、その運営については、大体中小企業等協同組合法の趣旨に従つて運営することが最も適切であるということで、協同組合法の関係条文を引用いたしておるわけございまして、御指摘のように、研究につきましては、中小企業だけで協同研究をやるということのみをねらつておるものではございませんで、大企業及び中小企業それぞれ協同してやる場合も想定をいたしておるのでございまして、協同研究をやることについては、いわゆる企業規模といふものを前提条件としではございませんで、大企業及び中小企業が協同して研究したような場合、あるいはまた企業規模を考えず場合に協同研究をやつた場合において、途に利益だけを持つて逃げるというふうな利益だけを持つて逃げるためにはどうするかといふ点につきましては、これは定款につきましては御承知のように認可制度になつておりますので、認可にあたります。そこで、脱退をいたすにつきましては、協同組合法の準用によつて九十日ないし一年の制限をつけておりますが、脱退した者に対するところの研究に分担したところの賦課金の処分の問題、あるいは研究成果の利用等についての若干の制限をつけ得るよう指導をいたしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 おっしゃるようによつてこの法案九条で「組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならぬ」ということで、五号に、「組合員の加入及び脱退に関する規定」こう

いう規定があります。従つて、この脱退に関する規定の中に、定款で一定の制限を設ける。そのことによつて、今は、大企業等協同組合法の食い逃げを止めますか、そういうことは防止できるのだ、こういうように言われるのですが、脱退に対し基本的な制限を加えることはできない。少なくとも中小企業協同組合の精神は加入及び脱退が自由である——もちろんある程度の定款による制限はあつたとしても、脱退は自由だというところに協同組合の精神があると思うのです。その協同組合法を準用しているならば、当然やはり脱退は自由の原則の上に立つべきだと思います。それを定款によつてそういうことのないようにするというのは、具体的には定款はどういうようなことを考えておられるのですか。

○堀坂説明員 定款によつて脱退をさせないようにすることは困難でございませんが、今まで納めました賦課金の返還でございますとか、あるいはできました研究結果の利用等についての——

脱退者につきましては、その脱退後につきましては定款で認めることになるの通例、一般的な考え方としては、まず組合に特許権を帰属させて、その実施権を組合員に持たせると、いうことになります。従いまして、その実施権は、大企業だけに実施させると、いうようなことのないよう、その定款の記載等について指導していくたい、かような趣旨でござります。

○田中(武)委員 今日では、各企業間で私立探偵等を使って相手のアイデアを盗む、こういうようなことまでやられているわけなんです。そういう時代に、政府が、あるいは工業技術院が考えているような、みんなが持ち物を全部出し合つて協同研究するというような態勢がでておりますか、いかがですか。

○堀坂説明員 工業所有権者は、協同組合において研究に成功して特許を得た、その場合の工業所有権者は組合ですか、だれなんですか。

○椎名國務大臣 協同研究の必要性は、一個の企業でやるには少し負担が重過ぎる。かつたそれが特定の企業

にだけ関連する研究じゃなくて、その成果は広く多くの企業に関係があると存じます。なおこの研究組合においては、一緒に協同研究をやる人で組合を作るという場合に、この協同研究組合として認めようというふうなことは、この協同研究組合の性格が、今出しておりますような場合が、解散後の残余の財産の処分、この定款は大臣の認可事項になります。この定款は、その協同研究組合の定款認可にあたつてはどういう方針で隔まれるか。ことに四号の組合員たる資格に関する規定、五号の組合員の加入及び脱退に関する規定、あるいは六号の費用の賦課に関する規定、七号の損失の処理に関する規定、八号の組合員の権利義務に関する規定、あるいは十三号の残余財産の処分に関する規定等々は、そのきめ方によって、その組合が大企業の自由になるというようなことにもなり得るし、どうにでもなり得るところの性格を持つております。従つて定款の認可にあたつてはどういう方針をもつて隔まれるか。ことに今問題にいたしております脱退に関する規定、あるいは残余財産の処分に関する規定、あるいは組合員たる資格、権利、これらについてどういう考えを持っておられますか。

○田中(武)委員 研究組合ももちろん法人でありますから、工業所有権の主體となり得ると考えます。しかし、その定款によると存じます。なほこの研究組合においては、一緒に協同研究をやる人で組合を作るという場合に、この協同研究組合として認めようというふうなことは、この協同研究組合の性格が、今出しておりますような場合が、解散後の残余の財産の処分、この定款は大臣の認可事項になります。この定款は、その協同研究組合の定款認可にあたつてはどういう方針で隔まれるか。ことに四号の組合員たる資格に関する規定、五号の組合員の加入及び脱退に関する規定、あるいは六号の費用の賦課に関する規定、七号の損失の処理に関する規定、八号の組合員の権利義務に関する規定、あるいは十三号の残余財産の処分に関する規定等々は、そのきめ方によって、その組合が大企業の自由になるというようなことにもなり得るし、どうにでもなり得るところの性格を持つております。従つて定款の認可にあたつてはどういう方針をもつて隔まれるか。ことに今問題にいたしております脱退に関する規定、あるいは残余財産の処分に関する規定、あるいは組合員たる資格、権利、これらについてどういう考えを持っておられますか。

○椎名國務大臣 協同研究の必要性は、一個の企業でやるには少し負担が重過ぎる。かつたそれが特定の企業

つては、その役職員)でなければ
ならない。ただし、理事は、都道
府県連合会の運営上特に必要があ
る場合には、その定数の五分の一
以内に限り、その会員たる商工会
の会員(法人につつては、その役

二条第二項」とあるのは、「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

道府県連合会を指導するのに要する経費の一部を補助する」とがで
きる。

第六十二条中「第二十三条第一項」の下に「(第五十五条の十五において準用する場合を含む。)」を加える。
第六十三条中「第五十条第一項」と及び「同項」の下に「(第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。)」を、「商工会」の下に「又は連合会」を加える。

五
九

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

（経過措置）
する。

工会連合会という名称を用いていいる者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければ

2 改正後の商工会の組織等に関する法律（以下「新法」という。）第

第五十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規

定する者には、適用しない。
(社団法人の都道府県商工会連合
会への転移)

第三条 この法律の施行の際現に存する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により

設立された社団法人であつて、新法第五十五条の二に規定する目的を有し、所法第五十五条の八第一

新法第五十五条の第一項各号に掲げる事業を主たる事業として行なつており、かつ、新法第五十五条の十第一項に規定する

者を主たる構成員としているもの（以下「社団法人」という。）は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、総会の決議により、設立することができる。

2 民法第六十九条本文の規定は、前項の決議について準用する。

3 第一項の規定により設立された都道府県商工会連合会は、当該社団法人の権利義務（当該社団法人がその行なう事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む）を承継する。

4 第一項の規定により都道府県商工会連合会を設立する場合には、当該社団法人は、当該都道府県商工会連合会の成立の時に解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により社団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。
(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「商工会」の下に「商工会連合会」を加える。
(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

出していくという方向が選ばなければならないのであります。これはひとえに我が国に特有の事情ではなく、西欧諸国においても産炭地域の振興には、特に力をいたしているのであります。

この法律案は、このよき考え方のもとに産業地域を振興するための基本的方向と具体的な計画を定め、国の施策を統一的かつ集中的に進めていくこと

なおこの法律は、産炭地域振興の緊定であります。産炭地域振興のための具体的な事業及びその推進の方法については、今後の調査と、これに基づく計画により決められるわけであります。が、この法律案におきましては、地方税の減免に伴う措置、減価償却の特例その他一般的な措置として当面必要と考えられるものにつきまして規定いたしました。

電力から料金改定の申請が、去る十五日、土曜日に提出されました。内容につきましては、事務的に昨日からヒヤリングに入りまして、検討を始めております。詳細につきましては、実は私どもまだ伺つておりますが、値上率は全体で一五・三六%、うち電灯が四・三三%、電力が二二・八七%というふうに相なっております。

申請の理由につきましては、急速な電原開発に伴つて資本費が着高し、現

○大堀政府委員 やはり設備投資に戻ってくるわけですね。この公益事業会社が、そういう会社の設備投資をするために公益料金を上げる。すなわち、将来の需用者のために現在の需用者に負担をかけていく、こういう行き方にについて、根本的にどういうようにお考えになつておられるか、大臣にお伺いいたします。
○大堀政府委員 ちょっとと言葉が足りませんでしたかと思いますが、将来の費用負担分の資金を料金で収めるとい

○田中(武)委員 要は設備投資でしょ
う。設備投資を会社がやつた。それに関連して値上げをしようというのござ
しょう。それには間違いのでしょ
う。

○大堀政府委員 将来もさらに設備投資
が——相当大幅に電気の需用が伸び
ておりますから、これに見合って開発
をやっていかなければならぬことはは
実でございます。ただ、私どもの原
計算は、将来の建設資金を

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.

これがこの法律案の内容の第一の点であります。このため、通商産業大臣は、産炭地域振興基本計画と同実施計画を定めることといたしておりますが、この基本計画には国民経済的観点または実施計画相互の関連等の観点から実施計画策定の基本となる事項について、また実施計画には各地域の特殊性をも十分考慮に入れた具体的な事項について計画を定めることといたしております。なおこれらの計画の策定にあたつては、国土総合開発計画等との連携を図る

る臨時措置法とすることとしたしました。

以上簡単でございましたが、この法律案の提案理由及びその要旨について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

在の電気料金をもつて収支相償うこと
ができないということが主たる理由に
相なっております。詳細な点につきま
しては、私ども検討を始めたばかりで
ありますし、私自身もまだ承知してい
ない状態であります。

○田中(武)委員 今、この局長の御答弁に
よりますと、値上げ申請の理由は、要
するところ設備投資のための料金値上げ
である、こういうことでありますか。
○大堀政府委員 設備投資をいたしま
して結果、新し設備についての金利、

う考え方方は、電気事業の原価計算に全く然ありません。そういう考え方方は一切とつておりません。要するに、過去に建設しましたものが運転に入りました場合に、その運転によってあがつてくる電気の収入と、その電気を運転するに要する支出とのバランスを見ていろいろわけであります。従来の電気料金は、要するに戦前の古い設備等が入つておまりまして、前回も申し上げたかと思ひますが、たとえば水力についてはキロ

で、それで建設するという形ではございません。将来のものは、やはり借入金であるとか、あるいは増資によって資金の調達をして、そして開発をやしていく、こういう考え方でございます。ただ、料金があまりに赤字が明らかにならぬ形でござりますと、増資できませんし、増資ができませんと、結局は東電の場合等は社債の発行限界が過ぎてしまつて、社債による資金の調達もできなくなつてしまふ、こういう事実もござります。そういったよ

くとともに、関係行政機関と十分協議をする建前をとつており、また実施計画は、その緊急性にかんがみ、法律の施行後二年以内に定めることとしたしました。

○中川委員長 次に、公益事業に関する件について調査を進めます。
質疑の通告がござりますので、順次これを許可いたします。田中武夫君。

ですが、旧来の古い設備によります原価計算をもとにした旧料金では、新しい設備の金利、償却をまかなうことなどができない、こういう理由でございまし

基礎にして、償却等をはじめておるわけですが、新しくきて参りますのは、水力ではキロワット当たる額十五、六万円、火力では六、七万円

〇田中(武)委員 結局は同じことじ
ないですか、金に区別はないわけでさ
から。会社が設備投資をするとい
うふうに思はれておられます。

内容の第一点は、通商産業大臣は、これらの計画を策定するために必要な調査を行なうこととしたことであります。ですが、本年度の調査のため三千万円の調査費が予算に計上されています。この種の計画を定めるためには、事前に十分調査をし、真に実効性のあるものとする必要があるので、調査地域、調査方法等についても審議会の意見を聞くことといったのであります。

○田中(武)委員 東京電力では去る十五日、通産省に対しまして電気料金の改定の申請、すなわち値上げの申請をいたしました。通産省もこれを受理されたようであります。そこでまず、東京電力の電力料金の改定の申請内容及びその理由につきまして、簡単でよろしいですから御説明願いたいと思ひます。

○田中(武)委員 大臣に伺いますが、今局長の言われたことは、結局は設備投資、あるいは設備投資をしたそれに連する金利その他、ひときようする要因の大きな理由になつておつたのでございますが、それとほほ同様な理由になつております。水火調整金は、東京の場合はございませんけれども、資本費の增高の点は、大体九州電力の場合と同様な理由になつております。

らが旧来の料金をもとにすれば収支が倍になる、あるいは借入金の金利が相当な負担になつておりますから、これが将来のものを料金値上げによつて——将来の開発資金を料金でかせぐための計算は一切いたしておりませんので、その点は言葉が足りませんでしたので、補足して申し上げます

○ 大堀政府委員 将来の建設はやはり将来のために設備投資を行なっているわけです。それを一応心配入金とかあるいは増資によってやる。その金利とかあるいはそれに対する等が却その他のために料金を上げていく、こういうのでしょう。それならば、局会社の設備投資のための資金を需む者、消費者に転嫁する、そういうことになりませんか。

第三点は、国の助成措置に関する規

○大堀政府委員 ただいま田中先生から御指摘がございましたように、東京

投資、あるいは設備投資をしたそれに関連する金利その他、ひつきょうする

ませんので、その点は言葉が足りませんでしたので、補足して申し上げます

になりませんか

第三点は、國の助成措置に関する規
ら御指摘がございましたように、東京

関連する金利その他、ひつきょうする

んでしたので、補足して申し上げます

○大堀政府委員 将來の建設はやはら

増資、借入金、社債等によって調達いたすわけでございまして、現在の料金といふものは、原価計算の上に収入と支出のバランスを見てきめるわけでございますが、支出面において金利、償却面の支出が非常に高くなつてきておる。過去のものは非常に低くて済んだがふえてくるわけでありますから、従つて、原価計算上料金の改定を申請していく理由があるわけでありまして、先生の御指摘の通り、当然将来の建設には関係ありますけれども、将来百億要るから、すぐその百億を電気料金で上げるという考え方には立っていないということを申し上げているわけであります。

○田中(武)委員 いすれにいたしましたが、申請利潤追求の会社であります。法人であります。その設備投資のため大衆にこれを転嫁さすということについては、納得できないであります。そこで、お伺いいたしたいのですが、申請せられて二、三日後の今日、これをどう処理するか、こうお尋ねしても、おそらく大臣は、検討いたしまして、と答えると思います。先日九州電力の電気料金の値上げの許可を与えたと同じ時期に、今後当分の間公共料金の値上げはやらない、こういうことを、経済閣僚懇談会であつたか閣議決定であつたか知りませんが、ともかくせられたはずであります。当分の間というのを講じようとしておられるか。先日の公共料金を上げないという決定は、どのように実行せられようと考えておられますか、お伺いいたします。

はいつからいつまでと、こうはつきりは言えるものではありませんけれども、大体そういうような究気が鎮静するのを待つて、どうしても必要なものはこれは上げざるを得ない、こういうことになるわけでござります。

で、閣議了解の方針は現行法を曲げるという効果はもとよりないのでありますから、申請があれば、これは受理せざるを得ない。受理すれば適宜これだ、そして他に法規上支障がなければこれは認可せざるを得ない、こういうことになるのでござりますが、法規の範囲内において閣議の趣旨はあくまで尊重して、料金値上げが一般のムードを助長するようなことがないように、十分その点を警戒しつつ取り扱って参りたい、かように考えております。

○田中(武)委員 政府が閣議の了解とか閣議の方針によって、認可あるいは許可を押えるということができるのは、結局その料金値上げに対しても許可あるいは認可をすることのできるものだけなんです。それ以外のものは幾ら閣議をきめようと政府は手が出ないわけなんですね。そうすると政府において、あるいは所管官厅において処理で起きる問題ということになる。それに対して当分の間許さないとあなたの方にはきめたわけです。ところが今大臣の御答弁を聞いてみると、申請を待つていうことなら、申請が出てきたなうして当分の間許さないとあなたの方はきめたわけです。ところが今大臣の御答弁では受理とかあるいは検討とか、その結果必要なら許さなければいかぬという規定はあります。しかし閣議が

そういうことを趣旨として了解した
きめたということは、そういう法令と
いいますか、公益事業令等もあるが、
行政指導によって当分の間公益料金は
上げない、こういう指導をなさるとい
うことではなかったのですか。あなた
のおっしゃるように申請を待つてとい
うことなら、きめたのは何にもきめな
かったということと同じことになる。
あれは一つのはったりですか。新聞に
発表するための一つのゼスチュアで
あつたと言わざるを得ないのですが、
どうですか。

○椎名國務大臣 これは私もまだ内容について十分に研究しておりませんからあります。どこから見てもほとんど理由がないというようなものである場合には、相当これに対しても指導をして、適当にこれを処理すると、いうことももちろんできないことはない。よくその内容を一つ検討いたしまして、どういう程度まで指導するのが適当であるか、またどの程度までできるかという点もよく考究してみたいと思います。

○田中(武)委員 先日の閣議の方針、これはあなたは今文字通りと言われたのですが、その申請を見て、検討して、ということなら、閣議の公共料金の値上げは許さないということは矛盾してくると思う。事のいかんにかかわらず、当分の間は、あくまで公共料金はさわらないのだということが閣議了承の線であると思うのです。それともあの閣議の決定ないし了承は理由のあるものはこの限りにあらず、こういうことなんですか。そうするならば、申請しようとするものならばみな理由がありますよ。理由なしに申請するものはないと思う。閣議決定はそのようなあやふやなものであつたのですか。ただ原則をうたつただだけであつて、理由のあるものはこの限りでないという了承ができておるのかどうか、もしそうだとすると、なるならば、あなたが言われた文字通り、まじめに公共料金は上げないのである方針であるということは、矛盾して参ります。そうするならばやはり一つのゼスチニアにすぎなかつた、こう言わざるを得ないと思ひますが、その点いかがでありますか。

ど微妙な点があるのであります。当分の間——一体これは当分の間といふのがまだ統一するわけです。今後半年も一年もそれは統一かどうかといつたようなことでござりますが、これは一つの判断、事柄にもよるのであります。しかし、閣議了解の根本の趣旨にさかのばって、当分の間、こうきめた、その当分とは一休諸種の情勢から見て、どういうふうに判断するかといったようなことは、これはそれぞれの所管大臣の意見によってきまっていくべきものだと思ふのであります。私はそれらの点を十分に考慮いたしまして、この問題についての措置を講じて参りたいと考えております。

○田中(武)委員 閣議の了承事項は、当分の間公共料金の値上げは許さない。当分の間公共料金の値上げは許さないのだ、こういうことではなかったのです。そうするならば、その当分といふのは年をもって考えることもあるだろうし、月をもって考えるもある。ただうと思うのです。しかし少なくともあの閣議了承ができるのは一ヶ月余り前だったと思うのです。それを今日あなたが言われるよう、もちろん法律の上では申請もできれば、申請したならば検討もしなければいけないといふことになつておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げ下さい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであろうと考えておりますが、いかがでありますか。

○椎名国務大臣 よくその内容を検討いたしまして、これらに関する措置をきめたいと考えております。

○田中(武)委員 閣議了承は、とともにかくにも公共料金は当分の間値上げは

許さないのだ、これが閣議了承の線でしよう。検討の結果ということなら、それがまだ統一するわけです。今後半年も一年もそれは統一かどうかといつたようなことがござりますが、これは一つの判断、事柄にもよるのであります。しかし、閣議了解の根本の趣旨にさかのばって、当分の間、こうきめた、その当分とは一休諸種の情勢から見て、どういうふうに判断するかといったようなことは、これはそれぞれの所管大臣の意見によってきまっていくべきものだと思ふのであります。私はそれらの点を十分に考慮いたしまして、この問題についての措置を講じて参りたいと考えております。

○田中(武)委員 閣議の了承事項は、当分の間公共料金の値上げは許さない。当分の間公共料金の値上げは許さないのだ、こういうことではなかったのです。そうするならば、その当分といふのは年をもって考えることもあるだろうし、月をもって考えるもある。ただうと思うのです。しかし少なくともあの閣議了承ができるのは一ヶ月余り前だったと思うのです。それを今日あなたが言われるよう、もちろん法律の上では申請もできれば、申請したならば検討もしなければいけないといふことになつておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げ下さい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであろうと考えておりますが、いかがでありますか。

○椎名国務大臣 受理することもやめよ、こういうのではなかつたのです。公共料金を上げないということは最後の決定の問題でござります。私はあの当時すでに新聞社等にも話したのであります。法規の内容まで曲げるものではないから、申請があれば受理せざるを得ない、こういうことをあの当時も話したのでござります。受理しないといふような点までは閣議で了解をしながらば検討もしなければいけないといふことになつておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げ下さい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであろうと考えておりますが、いかがでありますか。

○田中(武)委員 結論的に当分の間上にございましたが、ただいまのところはそこで、その当分の間といふのは年をもって考えることもある。ただうと思うのです。しかし少なくともあの閣議了承ができるのは一ヶ月余り前だったと思うのです。それを今日あなたが言われるよう、もちろん法律の上では申請もできれば、申請したならば検討もしなければいけないといふことになつておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げ下さい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであろうと考えておりますが、いかがでありますか。

○椎名国務大臣 よくその内容を検討いたしまして、これらに関する措置をきめたいと考えております。

○田中(武)委員 閣議了承は、とともにかくにも公共料金は当分の間値上げは

検討は、何日ぐらで検討をやるのですか。そのことと関連して、かりに一ヶ月、二ヵ月後に上げるとしたら、閣議決定からもう三ヵ月以上たつておりますから、情勢は違いました、こう逃げることなくじやないか、こうようないふうに判断するかといつたことは、まだきつてから一ヵ月やそこらからしばらく待て、この申請はそれまで保留せよ、こう言うべきが閣議了承の線に沿つたところの通産省として考えますが、大臣、重ねていかがでございましょう。

○椎名国務大臣 受理することもやめよ、こういうのではなかつたのです。公共料金を上げないということは最後の決定の問題でござります。私はあの当時すでに新聞社等にも話したのであります。法規の内容まで曲げるものではないから、申請があれば受理せざるを得ない、こういうことをあの当時も話したのでござります。受理しないといふような点までは閣議で了解をしながらば検討もしなければいけないといふことになつておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げ下さい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであろうと考えておりますが、いかがでありますか。

○田中(武)委員 結論的に当分の間上にございましたが、ただいまのところはそこで、その当分の間といふのは年をもって考えることもある。ただうと思うのです。しかし少なくともあの閣議了承ができるのは一ヶ月余り前だったと思うのです。それを今日あなたが言われるよう、もちろん法律の上では申請もできれば、申請したならば検討もしなければいけないといふことになつておる。しかし閣議の了承事項がそういう方針である限り、当分こういうことであるので、これは取り下げ下さい、こういう話し合いを電力会社との間にやるべきであろうと考えておりますが、いかがでありますか。

○椎名国務大臣 よくその内容を検討いたしまして、これらに関する措置をきめたいと考えております。

○田中(武)委員 閣議了承は、とともにかくにも公共料金は当分の間値上げは

効果というものはどういうふうに現わされるか。ただいまにおいてどうなるか、今後においてどうなるか、これは復雑な問題についての判断の問題だと思つります。

○田中(武)委員 西村委員があとでやさる意思があるかどうかということです。まだきつてから一ヵ月あまりしかたっていない今日、こういう決定があるのだからしばらく待て、こう言うべきが閣議了承の線に沿つたところの通産省としての行政的なるべき態度だと思うのです。

さらに十五日の日に、社会党は党の申名において電力料金の値上げ反対の申入れをいたしております。その回答ではありませんが、法規の内容まで曲げるものではないから、申請があれば受理せざるを得ない、こういうことをあの当時も含めてここではつきりと、閣議了承の線に沿つて一体当分の間といふことには、もちろん情勢判断であろうが、あのときには一体どの程度という当分の間といふことについての話が出たのか。それと関連し、現在申請せられておるところの電力料金の値上げの申請、これを話し合ひをして取り下げるよう勧告することについて、もう一度考えてもらう、こういうふうな点について重ねてお伺いいたします。

○椎名国務大臣 閣議了解のときに、は、当分の間といふのはどれくらいの長さだというような話は出ませんでした。これを放置しておくと値上げの申し合わせもあり、了承事項もあるのだから、しばらく待てといふことをお伺いいたします。

○椎名国務大臣 ムードとしては、多少横ばいといいますか、鎮静されておると申しますが、そうあのときに予想どであつてはゆゆしい問題でございま

し長くなるかもしませんけれども、よろしく……。

閣議で当分の間公共料金の引き上げは行なわない、かような決定をいたしましたときに、まじめに、政府がそう考へることは大へんけつこうなことだ、言つたりじゃないか、こうようないふうに判断するかといつたことは、まだきつてから一ヵ月やそこらからしばらく待て、この申請はそれまでそういった閣議決定がなされてしまつたとは私は考えられない。それから話し合いをして取り下げさせます。それから話し合いをして取り下げさせます。それから話し合いをして取り下げさせます。

するを得ない、もし上げないということになると、今度またいろいろな問題が生じて参るのでありますから、そういうふたような問題を冷静に直視いたしまして、そしてこれに対してもう一歩踏み出します。それで、そこで対して適当な措置を講じて参らなければならぬ。どつちがうどうというのじゃございません。あくまでも中正な判断をして、そして値上がりムードに便乗するというような空気感を一方においては生じさせないようにして参る、そこが非常にむずかしいことだらうと思うのであります。

○椎名国務大臣 当分の間認めな
て、値上げムー
せる、こういう
ておるのでござ
ら、あれは決し
ではない。私は
おりましたし、
ております。

○西村(力)委員 ない閣議決定の
よう。この東
ものを押えると
れが見せかけで
される。それを
かがですか。

○椎名国務大臣 以来今日まで、
は公共料金の値
せん。

○西村(力)委員 日まではあの閣
共料金の値上げ
し東京電力の値
た今日以後の段
定という、ああ
だ、きょうまで
いう工合の答弁
ですか。

○椎名国務大臣 まで、できるだ
参るつもりでお
とお伺いするの
は、便乗値上げ
として閣議で決
はおっしゃるの
て、この閣議で決
料金を、たとえ

○板川委員 関

いは郵便料金のこと、態度をとると、便乗くるから、政府はそ押えていくんだ、この決定がされたんじますとこの閣議決点というものが問題なきはすでに九州電力のときね。そうして当時公請が巷間伝えられて電力あるいは私鉄違うものであって、すの中東京電力の値私は閣議決定のときうんです。だから当上げせずというののはも、バス料金も、切金もとにかく政府はとって押えていく、その値上げのムードとさせていく、こういううんです。東電の値のときに考えられるのじゃない、こう思は、閣議でそういうのは、やはり国民が納ういう国民に公約を守つてもらいたい、が、大臣の気持はいいだ実際の問題に正面いろいろあの閣議の線を守つてもいろいろから、趣旨はどこまで実際の問題に沿つて行政つもりであります。

く、そういう公共料金なりを
ういう趣旨で閣議
値上げが相次いで
て承認するような
ないですか。そう
のときのあの時
定のところは、東京
ですが、あのと
んですが、あのと
は許可したんです
共料金の値上げ申
おったのは、東京
料金、バス料金とい
でにその公共料金
上げというのは、
に頭にあつたと思
然公共料金当分値
部電、そういう料
あらゆる政策を
それによって物価
「いふもの」を鎮静さ
趣旨であったと思
上げというのがあ
いで、突然出した
うんですから、私
うんですから、私
た閣議決定の線を
こう思うんですね
かがですか。

議の趣旨はあくま
でござります。た
した場合には、い
た場合に沿うて考えてみ
な結論が出てくる
でも尊重して、あ
の措置をして参る

してよろしいのでして、田中委員の質問に、
を許可するかしないであります。あるから、たとえば、
て許可申請が出され
るが、この問題を
がみて、この問題を
てくると思うのです。
う申請が法律の手続
も許可しない、こう
大臣が表明したもの
に沿うて行政の措置
いですか。

ぜ一体あの閣議了
根本の趣旨にかん
理解し、その趣旨
をいたして参る、
は出されるかもし
いるでしよう。や
大臣の答弁があや
、念を押したいの
当分の間許可しな
よろしゅうござい
きます。

○板川委員 じゃ、この辺は、もう一回、議論して、どうなことは適当でないかという趣旨にさりたい、こう考えたのである。まあ、本旨の解釈をして、旬の解釈をして、うなことは適当でないかという趣旨にさりたい、こう考えたのである言葉だけが、なぜああいう議論がなされたのか、どういうふうに委員が言うように、決意をしたといつて押さえられる、こういうような気分でやったのですか、生活を守るというムードの中から國務大臣の政府の決意を表現する趣旨でござる。○椎名国務大臣 そういう趣旨でござる。率先进して公共料金を上げることによって、それそうな値上げムードの中から、こういう建前のもとでなされた、こうお聞きいたしました。○田中(武)委員 問をして大臣の答う解釈したのです。承を得ての決定を出すことは自由で、出せば旧公益事業ければいけないから理すれば検討する許可にあたっては、出せば旧公益事業のものだ。そのわけなんですよ。ですか。

定義についてであります。が、國民を守るということが公益だと思うのです。が、國民の名に隠れて公益独占の私企業を守つてやるということ、どのようにこれを定義されておるのか、この点を一つ明らかにしていただきたい。

○大堀政府委員 御指摘のように現在の電気事業は株式会社で、私企業でございます。電気の供給については、國民生活及び産業経済に対する影響がきわめて広いわけございまして、その意味で公益事業として法令によつて、あらゆる面から監督を受けておるわけございます。しかし現在の電気事業は、企業の基礎は私企業の形態をとつておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 そうすると、私がさつきから申し上げておるよう、國民の負担によって膨大な資産が作られていく。その資産は公益の名のもとにおいて、國民がそれを料金によつてこれを負担し、資産を作つてやる。そして配当は保証されておる。そうすれば、國民の利益をどこで守つておるのですか。普通の私企業であるなら非常に競争も激しい、非常に危険性もある。ところが公益の名のもとにおいて保護されておるので、独占事業であるから危険は全然ない。その資産を増強することは國民がこれを負担している。たとえばあなたがおつしやつた、新たな設備費がかかるので、それを負担する意味において料金を上げなければならぬ、これはやむを得ないであります。うといことになつてくると、一体公益の名のもとにおいて國民の利益は守られておりますか。むしろ結論としては、電力会社の私企業を公益の名のもとにおいて利益を守り、資産を増

強させてやつておる、こういう結果ににこれを定義されておるのか、この点を一つ明らかにしていただきたい。

○大堀政府委員 一般的の私企業でござりますが、これをはつきり一つおつしやつてみて下さい。

○大堀政府委員 一般的の私企業でござりますれば、もちろん販売価格等も自らでございまして、そのかわり競争もありますが、これをはつきり一つおつしやつてみて下さい。

○伊藤(卯)委員 ましまして、その範囲に料金を押えまして産業及び一般國民に供給しようということで、法律で規制しておりますわけであります。原価主義と言つておりますが、適正な原価及び適正な報酬の範囲で、つまり配当につきましても保証はいたしておりませんが、現在一割でございますが、一割の配当というものは、資本を調達する上でやむを得ないものとして認めておりますが、その限度において原価計算をいたしております。

○伊藤(卯)委員 私どもが公益事業、たとえば電気事業の例を見ましても、これが公益事業として国家的に保証さ

れておる配当の平均した率と、民間ではなるほど一割二分やつておる場合もある、ゼロの場合もある、その民間の最も優秀な事業の平均した配当率とを私どもが計算してみますと、公益事業というこれが一番安全な配当率を何十年の間、続けてきておるというデータがございますが、これでも國民のための公益事業であると言えます。

○伊藤(卯)委員 湧水準備金が何百億ありますか、ちょっととお示し願いたい。

○大堀政府委員 今正確な数字が出ておりませんが、大体百億程度あつたかと思います。なお今年度あたりは相当漏水でございましたので、三十五年度には相当取りくすしなつております。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

を私は明瞭にしてもらわなければならぬ。あなたの方は公益という名において、どこかで法律上管理監督しておる事業のように、何十年の間八分、一部からとおつしやるかもしれないが、民間の事業で、どんな健全な事業でも、どうかで法律上管理監督しておる事業が他にありますか。あつたら私一つここで伺いたい。私どもの調査によれば、民間の事業では、二割あれば、民間の事業では、二割以上の配当のものもあります。しかしゼロの場合もあります。われわれがずっと計算してみると、民間の一般の競争の激しい会社の利益配当と、公益事業のこれの配当を計算すると、圧倒的にこれが保証されておますが、私のこれが間違つておるならば、一つ反駁の答弁を述べておきます。

○大堀政府委員 再編成直後当時は、実は配当もできな

い状態であったわけであります。そ

れでもお株価は額面を大部分が割つておるならば、一つ反駁の答弁を述べておきます。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそ

らく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそ

らく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

○伊藤(卯)委員 私の考えでは、おそらく何百億とあるよう思つておつします。幾らになりますか調べまして後ほどお知らせいたします。

ない、全体の問題になつてくる。そう
なれば当然これは生産品にも影響し、
国民生活にも影響することは論議のな
いことである。

そこで私は大臣に最後に一つ伺うが、

池田内閣の所得倍増というものは所
得も上がるであろうが、これに伴つて

物価の上がるものも必然である、当然
である、こういうお考えで政治をやろ
うとしておられるのかどうか、これは
論より証拠だから、おそらくあなたで
も、いやそんな考えはありませんと絶

対言えないと思うが、今私が言つたよ
うなそういう方針で、倍増論といふも
のは物価倍増も伴つていくものであ
る、この方針はやむを得ないものであ
る、こういうお考えですか、どうですか。

○椎名國務大臣　過去の最近の例から
いいましても、日本の国民経済が非常
な膨張をしておりまして、都会と農村
ではまた違いますけれども、とにかく
消費水準も相当上がっておる。しかし
それに伴つて同じようく物価も上がつ
て、結局とんとんになっておるかとい
いますと、物価の上昇率よりも国民所
得のふえた率の方がはるかに多い、そ
ういう状況でありまして、物価の値上
がりということは、たとえばその物価
の中に賃金が入つておつて、そうして
その賃金の値上がりりといふものを、合
理化等によつて吸収ができないとい
ふ場合は、これなども床屋の値
段が上がるよう認めいかざるを得
ない。その他の問題につきましては手
間賃以外の面において値上がりすると
いうことにつきましては、できるだけ
これを経済政策、諸政策によつて上が
らないようにしていくということは大
事なことでござりますけれども、諸外

国の例を見ましても、幾らかずつはや
はり上がつていくものであり、また人
によつては今の經濟機構においては、
絶えず微少ながら上がっていくという
ことが、むしろ經濟全般の成長の上に
必要なことだという學説すら行なわれ
ておるような状況でござります。であ
りますから値上がりは全然しない、所
得だけ倍増するというようなことに
はなるまいと思う。しかし所得も倍
増、値上がりも倍増、そういうことに
はならぬと私は思う。

○伊藤(卯)委員　本会議のベルが鳴つ
ておりますから、大臣の答弁を伺つて
おつたんではピントが合わないし、ど
うも率直なところ問題になりません。
だからいづれ時間のある機会を得て、
一つ徹底的に論議をし合うことにして、
時間の関係で、この程度にいたしてお
きます。

○中村(幸)委員長代理　本日はこの程
度にとどめ、次回は明十九日水曜日、
午前十時より開会することとし、これ
にて散会いたします。

午後一時散会

〔参考〕

鉱工業技術研究組合法案（内閣提出
第六六号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年四月二十四日印刷

昭和三十六年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局